

2026 年度（令和 8 年度）

社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

# 事業計画

（期 間：2026 年4月1日～2027 年3月31日）



社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

## 基本理念

『共に生きる 地域まるごとのまちづくり』  
～人が豊かに育ち・共に支え合い・自立した生活が営める福智町へ～

### 令和 8 年度基本方針

福智町の人口は、毎年 300 人ほど人口が減少し継続的な人口減少局面にあります。また、高齢化率は 2020 年時点で 37.7%（全国平均 28.7%）であり、現在は 40%に迫っていると予測され、既に超高齢社会の段階にあると言えます。田川地域は旧産炭地域の歴史的背景もあり、非正規雇用の割合が高く、所得水準は県平均と比較して低位にあるとともに、核家族化及び人口流出の進行により、従来の地縁的な支え合い機能が弱体化してきています。このことは、見守り、生活支援、介護予防等の地域福祉ニーズの増大に直接的につながっています。また、高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱える要配慮者への支援ニーズは多様化・複雑化しているのが現状です。福智町の福祉課題は、「人口減少 × 超高齢化 × 地域力低下 × 生活困窮の重層化」が同時進行する典型的な地方縮小モデルの先行地域として考えられます。これからは、従来型の制度的支援に加え、地域全体で支え合う包括的な支援体制の構築が急務です。そのためには、小地域福祉活動の再設計を行い、地域のつながりの再構築に伴う見守り体制の面的再編や地域活動の担い手の再生などを進めてまいります。さらに、急速に高齢化が進む中、地域包括支援センターを中心として介護予防・フレイル対策を前倒しし取り組むとともに、生活支援コーディネーターによる課題にそった生活支援サービスの提供が行えるよう様々な環境を整えていきたいと考えています。また、生活困窮者等の複合課題への対応として、身近な断らない相談支援体制を確立するための関係機関とのネットワーク構築にも取り組んでまいります。今年度は、行政と協働で策定している「共に生きるまちづくり計画」の改定の年であり、トータルサポートシステムが構築され有効に機能するよう改めて検討してまいります。また、全国的にも倒産が相次ぐ訪問介護事業については、在宅福祉の要となるサービスであるため、社協が行う訪問介護事業の強化・拡充を行い地域のサービス低下を最小限にしていきたいと考えています。さらに、利用者が年間 6 万人に達した予約型 A I デマンドバスの運行については、まだまだ様々な課題がありますが、担当課、地域公共交通会議等と連携して住民にとってさらに利便性のある移動手段となるよう検討してまいります。法人連携においては、一般社団法人化し福智町 26 法人の協働による地域における公益的な取組を進めています。法人後見事業や介護離職と入所者確保を融合させた介護 B t o B 協定事業また今年度本格的取組を行う「不登校生の就労学習支援事業」など、さらに連携協働して地域課題解決に向け取り組んでまいります。福智町ボランティア連絡会が令和 7 年 3 月に解散し、改めてボランティアセンターを核とするボランティアの育成支援の新たな取組を検討してまいります。社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体としてしっかりと軸足を地域に向けて、安心安全な地域づくりができるよう活動基盤を整えながら令和 8 年度は、以下の重点項目を中心に取組を進めてまいります。

## 基本目標

- 1 法人機能の強化と経営基盤の確立
- 2 支え合いの地域づくり
- 3 包括的な支援体制づくり
- 4 生活課題に対応したサービス提供体制の充実

※共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）との整合性を図っています。

## 運営理念

福智町社会福祉協議会は、基本理念を基に以下の運営理念により事業を展開します。

### 住民参加・協働による福祉社会の実現

- 1 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 2 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 3 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み
- 4 人材育成によるより質の高いサービス提供体制の実現
- 5 安定した財政基盤が確保されたサービス提供体制の実現

## 基本計画

令和 8 年度は、共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）の基本目標を柱に以下を推進目標とし、運営理念に基づき総合的に事業を推進してまいります。

### （１） 法人機能の強化と経営基盤の確立

福智町の人口は令和 8 年 1 月現在 20,589 人、世帯数 11,025 世帯となっており、継続的な人口減少局面にあります。出生数 8 人に対し死亡数 40 人と自然減が大きく、人口構造の縮小が続いている現状です。また、高齢化率は 38%を超え非常に高く。今後は 2050 年に 49.3%へ上昇し、「2 人に 1 人が高齢者」という人口構造になる見込みです。今後ますます少子高齢化が進む中、高齢者に伴う認知症や介護予防、孤立・孤独への対応など切実な課題が複合的に表面化してきています。地域包括支援センターの役割は今後大きなものがあり、介護予防の取組みを前倒して施策展開を行っていく必要があります。今年度改定を行う「共に生きるまちづくり計画」の策定に行政と協働して着手し、これからの地域課題に対応した施策の展開ができるよう将来を見据えた地域福祉活動計画の策定を行ってまいります。訪問介護事業事業については、高齢化したスタッフの移行時期と捉え、ICT 化やサービスのパッケージ化、リアルショッピングなど新たな挑戦を行ってまいります。また、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会において地域における公益的な取組みと事務の共同化による経費削減の取組みなど連携協働して進めてまいります。

## （２）支え合いの地域づくり

人口減少と高齢化により、地域コミュニティの支え合い機能は徐々に弱体化してきています。個別支援から地域支援につなげていくコミュニティソーシャルワークの手法を意識し、継続できる地域活動へつなげていく持続可能な地域づくりを進めてまいります。特に担い手不足は深刻で地域リーダーの育成は喫緊の課題です。地域支え合い体制づくりでは、地域の課題に応じた特区制度を設け、取り組みの支援を行う方法を今年度も継続して行っていきます。今の地域の現状を考えると小地域ごとの見守りの再設計や担い手不足を前提に高率型の見守り支援への転換を余儀なくされています。生活困窮、ひきこもり支援など、短期間では解決できない問題でもしっかりと伴走支援を行いながら、住民や他の関係者等と協力し、長期にわたって伴走できる仕組みづくりを検討してまいります。

## （３）包括的な支援体制づくり

少子高齢化の進行、単身世帯の増加、生活困窮やひきこもり等の複合的課題の顕在化により、従来の分野別支援のみでは対応が困難なケースが増加してきています。そのため、国においては地域共生社会の実現に向け、「重層的支援体制整備事業」の推進が求められており、福智町においても、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築が喫緊の課題となっています。福智町の包括支援体制整備は、すでにある地域福祉・高齢・障がい等の仕組みを「縦割りから重層化へ」進化させる段階にあります。8050 問題やヤングケアラーなど新たな社会課題が表出している中、制度に人をあわせる制度中心の支援から、困りごとを抱えている本人中心の支援へ転換していかなくてはなりません。令和 8 年度に改定を行う「共に生きるまちづくり計画」でのトータルサポートシステムを実現可能な仕組みにするとともに、これからは分野を横断した連携協働の支援体制を念頭に組み組んでまいります。

## （４）生活課題に対応したサービス提供体制の充実

福智町においては、人口減少及び少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化、生活困窮世帯の潜在化、社会的孤立の深刻化等、地域住民を取り巻く生活課題が複雑化・多様化しています。地域からの孤立や孤独による問題、ダブルケア、ヤングケアラー、フレイル予防、不登校、子どもの貧困、災害時要配慮者支援、買い物難民、終活や死後事務、空き家対策、居住支援など地域の生活課題への対応は時を待ってはられません。社会福祉協議会は、総合的な相談窓口となり、個別支援を行いながら、地域支援へとつなげていくことが必要です。特に、予約型の A I デマンドバスは住民の貴重な足として、さらに利便性を高め、効率的な運行ができるよう取り組んでまいります。生活困窮者に対しては、家計相談所と連携しながら、フードバンク、フードファミリーによる食材支援等を行うとともに、新たにストックハウスの確保や寄り合いカフェなど継続した地域生活が維持できるようお手伝いをしてまいります。また、訪問介護事業を充実させ、地域の要介護者への在宅支援の強化を図ります。

## 重点的取組み

- 1 共に生きるまちづくり計画の改定
- 2 地域住民の支え合いの再構築に向けての取組み強化
- 3 地域包括支援センター等による総合相談支援機能の強化
- 4 生活課題に対応した事業展開
- 5 訪問介護事業の体制整備及び事業の強化拡大

## 実施計画

### (1) 法人機能の強化と財政健全化の遂行

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 部会・委員会の機能強化
- ③ 定例三役会の開催
- ④ 監査会の開催
- ⑤ 3者協定に基づく行政懇談会等の開催協議
- ⑥ 課長会の開催
- ⑦ 衛生委員会の開催
- ⑧ 役職員研修会の開催
- ⑨ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進及び支援
- ⑩ 職員育成プログラムの作成
- ⑪ 人権・同和問題に関する意識の向上及び取り組み
- ⑫ 賛助会員の募集と取り組みの強化
- ⑬ 寄付金の募集の強化
- ⑭ 共同募金運動の強化と拡充
- ⑮ **居宅介護支援事業の廃止**

### 【重】⑯ 訪問介護事業の強化・拡充

- ⑰ 障がい者自立支援事業の見直し
- ⑱ 介護保険事業における業務継続計画（BCP）の運用管理
- ⑲ 目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務の法的適用管理

### 【重】⑳ 共に生きるまちづくり計画の改定

- ㉑ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会の事務局機能
- ㉒ 自主財源確保に向けた事業の検討
- ㉓ 地域包括支援センターの管理運営

## (2) 支えあいの地域づくり

### 【重】① 地域支え合い体制づくり事業の実施

- ・住民福祉座談会の開催
- ・地域づくり研修会の開催
- ・民間企業による見守り支援協定の締結と連絡会の開催
- ・地域福祉員（ハートフルキーパー）の見直しと育成支援
- ・地域福祉員制度の模索と地域支援ネットワークづくり
- ・地域見守り新聞の発行
- ・出前講座の開催
- ・地域情報紙「まち歩き」の発行

#### ② ふくちっちウォーキングの開催

#### ③ 買い物支援パンフレットの活用

#### ④ 脳トレプリントの作成

#### ⑤ 福祉教育の推進についての協議検討

#### ⑥ 福祉教育教材（ワークブック）の配本と活用

#### ⑦ 福祉入門教室・ボランティア養成講座の開催

#### ⑧ 生活ボランティアの育成とボランティアコーディネート機能

### 【重】⑨ ボランティアセンター機能設置に向けての検討

#### ⑩ 子どもボランティア事業の開催

#### ⑪ ホームページによる情報の発信とブログ機能による情報提供

#### ⑫ 社協だより「きずな」の発行

#### ⑬ 視覚障がい者への情報提供の推進（録音CDによる情報提供）

### 【重】⑭ ふれあい交流事業の充実と拡充

#### ⑮ コミュニティ・カフェ推進事業の実施

#### ⑯ ふれあいと憩いの場支援事業

#### ⑰ 地域での元気向上プログラムの実施（介護予防教室）

#### ⑱ 災害時ボランティアセンターの設置及び被災者支援の取り組み

## (3) 包括的な支援体制づくり

### 【重】① 地域包括支援センターにおける事業の推進

- ・総合相談支援機能の強化
- ・権利擁護支援事業
- ・包括的・継続的マネジメント
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・指定介護予防支援

#### ② 心配ごと相談事業の実施

### 【重】③ 在宅高齢者相談支援事業の実施（旧在宅介護支援センター）

### 【重】④ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会での活動の推進

### 【重】⑤ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

#### ⑥ サテライト（エリア会議）による地域支援の実施

**【重】⑦ 介護職員初任者研修の実施**

**【重】⑧ 権利擁護支援の強化**

- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・生活福祉資金貸付事業の窓口実施及び特例貸付者支援
- ・権利擁護センター（成年後見中核機関）設置の協議
- ・社福連が行う法人後見事業との連携

**（４）地域を基盤とし住民ニーズに対応した包括的な生活支援づくり**

- ① 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施

**【重】② 地域公共交通における予約型ＡＩデマンドバスの効果的運行**

- ③ 軽度生活支援事業の実施
- ④ 移送サービス事業の実施
- ⑤ 福祉施設管理運営事業の実施
- ・ 金田社会福祉センター
- ⑥ 子育てサロン日本語教室事業の実施
- ⑦ フレンドシップミーティング(障がい児交流)の実施
- ⑧ 福祉体験型サマースクールの実施
- ⑨ ファミリー・サポートセンターの設置運営
- ⑩ 地域における子ども食堂の企画及び拡充

**【重】⑪ 生活困難者等に対する伴走支援とふくおかライフレスキュー事業**

**【重】⑫ フードバンク、フードファミリー事業の拡充**

- ⑬ 引きこもりに対応した連携支援

**【重】⑭ 居住支援法人事業の推進**

※ **【重】** は重点事業として取り組むもの

※この事業計画は、共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）との整合性を考慮し作成しています。

## 実施計画の概要

**（１）法人機能の強化と財政健全化の遂行**

- ① 理事会・評議員会の開催【総務課】

理事会・評議員会において、法人経営機能が十分発揮できるようその環境整備を図るとともに、社会福祉協議会の役割や目的をしっかりと見据えて、社協の事務所となる活動拠点の整備又は移転も含めて検討してまいります。

- ② 部会・委員会の開催【総務課】

現在、社会福祉協議会の運営に関して、共同募金運営委員会、評議員・選任解任委員会、人事諮問委員会、苦情処理第三者委員会の４委員会と共に生きるまちづくり

計画推進会議の 1 会議を設置しています。これらの委員会の運営に加えて、新たな委員会の設置を検討しながら、審議いただいた意見をもとに、地域に根差した社協事業運営につなげてまいります。

③ 定例三役会の開催【総務課】

毎月定例として三役会を開催し、緊急な案件については、三役会にて審議し対応を図るとともに、理事会・評議員会等への提案事項を整理します。

④ 監査会の開催【総務課】

法人内の業務執行の状況、役員の出務状況、事業の進捗状況及び法人内の財産状況を把握し、適正経営が行われているか監査するための監査会を行います。

⑤ 3 者協定に基づく行政懇談会等の開催協議【総務課】

福智町と福岡県立大学と締結した「地域福祉コミュニティの形成と地域包括ケアシステムの構築に関する三者連携協定」に基づき、福智町、福岡県立大学と連携して取り組みを進めるための懇談会の開催を協議します。

⑥ 課長会の開催【総務課】

毎月初めに課長会を開催し、各課の報告や将来的な展望、課題の解決に向けて協議し、職員間の連携した取組みを行うとともに、社協運営の迅速で的確な対応を図ります。

⑦ 衛生委員会の開催【総務課】

労働安全衛生法に基づいて衛生管理や安全管理などの対応を図るために産業医(上野病院)の指導の下、職場巡視やストレスチェック、健康診断の事後指導などを行うための衛生委員会を毎月 1 回定期的に開催します。特に新型コロナの対応やインフルエンザ予防に関しては産業医と連携した対応を図っていきます。

⑧ 役職員研修会の開催【総務課】

社会福祉協議会の経営や地域課題を解決していくためには社会福祉協議会が今後何をしていかなければならないのかなどの研修会を企画し実施していきます。

⑨ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進及び支援【総務課】

職種に応じた国家資格や認定資格の取得を奨励し取得率の向上を図ります。また職務に支障のない限り外部の各種研修会に積極的に参加を促し知識・技術の習得を行っていきます。

⑩ 職員育成プログラムの作成【総務課】

新たに職員育成に関するプログラムを見直し、研修会を計画的に実施し、各種制度における理解を深めるとともに、あわせて社協職員としてふさわしい態度や福祉のプロとしての資質の強化を図り、住民に信頼され頼れる人材の育成に努めてまいります。また、新任者については、新任研修プログラムを策定し、事業、制度、マナーなどの基礎的な知識や能力を養っていきます。今後は階層別の研修も検討していきます。

⑪ 人権・同和問題に関する意識の向上及び取組み【総務課】

社協職員としてまた人としての基本的態度を身につけるため、業務の一環として行政の行う同和研修会、人権研修会については全職員参加し学習の機会を確保します。

⑫ 賛助会員の募集と取組みの強化【総務課】

賛助会員の設置の目的を明確化するとともに、社協だよりきずなへ毎回掲載し、住民への周知を図ります。年々硬直化する賛助会員の現状を整理するとともに、商工会の協力により商店等へ法人会員の協力のお願いを行ってまいります。

⑬ 寄付金の募集の強化【総務課】

社協だより「きずな」による寄付者氏名及び物故者氏名の公表（毎月）と町内者への弔電の発送を行います。例年同様、香典返しをいただいた世帯で初盆にあたる家庭へのお礼を「きずな」に掲載します。また、寄付者への窓口対応の接遇をしっかりと行っていきます。将来的に善意銀行を設置できるよう取り組んでいきます。

⑭ 共同募金運動の強化と拡充【全課】

新型コロナの影響もあり、共同募金の実績も伸び悩んでいます。特に戸別募金においては、厳しい状況が続いており、区長及び組長あてに戸別募金の呼びかけをしっかりと行っていきたいと思います。また、法人募金では厳しい経済状況の中ではありますが、商工会の協力のもと新たな協力事業所の掘り起こしを行ってまいります。これらの取り組みを三役会や共同募金運営委員会で協議し、共同募金活動の在り方を見直すとともに、住民に募金の使い道等が分かるよう計画的に進めていきます。

⑮ 居宅介護支援事業の廃止【介護支援課】

介護保険制度創設当初から行ってきた居宅介護支援事業ですが、介護支援専門員の確保や利用者の確保に厳しいものがあり、また介護予防プラン料も前回の改正で期待されていましたが、経済上昇分にも満たず厳しい状況から、令和8年3月31日をもって事業の廃止を行います。この事業をスクラップし在宅福祉サービスの要である訪問介護事業に重点的に取り組んでまいります。

⑯ 訪問介護事業の強化・拡充【介護支援課】

2024年4月からの3年に一度の介護報酬改定では訪問介護事業の基本単価がマイナス改定となる厳しい状況であり、それに伴い地域の訪問介護事業所の閉鎖が相次いでいます、地域を支える社協として在宅福祉サービスの要である訪問介護事業を強化拡充し要支援者へサービス提供が継続できるよう進めてまいります。

特に介護職員の高齢化による将来的な提供体制の整備とともに利用者の確保を計画的に進めて行きます。また、利用者の買い物支援におけるタブレットを使ったリアルショッピングや介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせたサービスのパッケージ化を検討し、利用者の生活実態に合ったサービスの提供をコンサルと共同しながら進めてまいります。

⑰ 障がい者自立支援事業の見直し【介護支援課】

障害者の訪問介護は、特定事業所加算Ⅰを継続して条件を満たしていけるよう体制を整えていくとともに、障害者の計画相談事業所（ケアプランの作成事業所）へのアプローチを行い、利用者確保に努めていきます。

⑱ 介護保険事業における業務継続計画（BCP）の運用管理【介護支援課】

介護保険事業所ごとに義務付けられた業務継続計画（BCP）において、感染症と自然災害のBCPの策定を行っており、継続した研修と訓練を行いながら計画が実践的なものになるようにしていくとともに、策定された計画の運用管理を行っていきます。

⑲ 目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務管理の法的適用管理【総務課】

働き方改革に対応できるよう労働環境を整えていくとともに、法改正と町に準拠した就業規則等の労働関係規程の見直しを行っていきます。人事考課については、様々な方法やパターンがありメリットとデメリットが存在します。そのことをしっかりと分析の上、人事評価のシミュレーションを行い、その後目標管理を経験させた後に導入について労務及び税務について専門家の意見を受け慎重に対応してまいります。

⑳ 共に生きる地域づくり計画の改定【全課】

町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画、あわせて高齢者福祉計画や障がい者計画などの個別計画もあわせた「共に生きるまちづくり計画」（福智町地域福祉総合計画）は、令和 3 年に策定し計画期間は 6 年であるため令和 8 年度は第 2 次計画への改定の年になります。計画の中心に掲げているトータルサポートシステム構築に向けて改めて実施可能になるよう見直してまいります。

㉑ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会の事務局機能【全課】

町内 25 社会福祉法人と 1 の株式会社から構成されるこの協議会の事務局を担っており、社会福祉協議会は「協働の中核」となり、各社会福祉法人のプラットフォームとしての役割を果たせるよう今後もこの協議会の事務局機能を担ってまいります。

㉒ 自主財源確保に向けた事業の検討【全課】

予算の 8 割を公費財源に頼っている状況であり、今後は社協独自の活動が可能になるような自主財源の確保に向けて、具体的な取組について検討していきます。SIB など民間資金の活用やファンドレイジング（資金調達）についても学習し検討していきます。※SIBとは、民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

㉓ 地域包括支援センターの管理運営【包括支援課・全課】

今年で受託 6 年目となる地域包括支援センターは、高齢者の相談機関としてその役割を十分に果たしてきています。さらに、地域住民特に高齢者にとって頼りになる地域包括支援センターとなるために、関係機関との連携を強固にして運営を進めてまいります。また、社協が掲げるアウトリーチ（出かける）による相談支援がさらに加速するよう取り組みを進めます。地域包括支援センターが主とする個別支援と社協が行う地域支援が連動して包括的な支援につながるよう連携協働し、社協の使命となる地域づくり事業と介護予防事業を一体的に取り組むことによって、地域づくりと介護予防の相乗効果を図っていきます。

（２）支え合いの地域づくり

① 地域支え合い体制づくり事業の実施【地域福祉課・全課対応】

１）住民福祉座談会の開催

ほとんどの地域でコロナ禍前の状態に復帰しつつある状況に中、住民福祉座談会の開催も可能な状況となりました。地域づくり研修会を開催し意識を向けていただくとともに、地域の区長・公民館長等に呼びかけ等を行い、地域での生活課題の共有化や解決に向けての取組みを専門職とともに進めて行けるよう、地域の方々と十分な協議の上計画的に取り組んでいきます。

## 2) 地域づくり研修会の開催【地域福祉課】

地域の方々が自分たちの地域にはどのような問題があるのか。地域をどのようにしていきたいのか。そしてそれにはどのような方法があるのかを先進地の取り組みなどから学び、地域づくりのノウハウを学習する地域づくり研修会を開催いたします。

## 3) 民間企業による見守り支援協定の締結と連絡会の開催

現在 47 の地域の民間の企業（郵便、新聞、宅配など）の協力を得て、要支援者等の見守り支援や地域防犯への支援を行う協定を締結しており、連絡会を開催し協定企業との情報交換を行うとともに、見守り支援ネットワークの強化を図ります。あわせて、福智町の見守り SOS との連携を行ってまいります。

## 4) 地域福祉員（ハートフルキーパー）の見直しと育成支援

コロナ禍によって膠着状態になっていた地域福祉員（ハートフルキーパー）について、現状制度の見直しを行うとともに、地域における福祉委員の設置を改めて進めてまいります。

## 5) 「地域福祉員制度」模索と地域支援ネットワークづくり

地域における生活課題の表面化に伴い、社会福祉法の改正による多機能型住民互助組織の推進と支援を具体的にするための仕組みとして、将来的に行政と地域が協働した「地域福祉員制度」など、住民による支援ネットワークの構築を図る仕組みづくりを提案していきます。

## 6) 地域見守り新聞の発行

新型コロナ禍において、地域の状況が見えにくくなっており、要支援者等の状況を把握するため「地域見守り新聞」を発行し、民生児童委員や区長などが地域の状況を把握するためのアイテムとして、各世帯への配布を行ってきました。今後も見守り活動のアイテムとして継続して発行してまいります。

## 7) 出前講座の開催

出前講座メニューを作成し、地域の集会所等において、希望する講座を開催し、地域住民の意識の向上と地域の連帯感を高めていきます。

また、社福連の会員において公益的な取組の一貫としての出前講座と協働して行います。

## 8) 地域情報紙「まち歩き」の発行

地域で活動している様々な取り組みに特化した地域情報紙を作成し、地域での活動の見本となる活動の情報提供を行います。

## ② ふくちっちウォーキングの開催

新型コロナ禍において生まれた事業で、コロナ禍によるフレイルや軽度認知障害の発生を防ぐ手段の一つとして実施してまいりました。今後も福智町の自然を感じながら歩くコースを設定し、閉じこもりがちな現在の環境において、心も体もリフレッシュできるウォーキングを開催します。また、ウォーキングマップの作成も検討いたします。

③ 買い物支援パンフレットの活用

一人暮らしの要支援者等への買い物への支援は、大きな社会問題となっています。また、免許証の返納により移動手段が奪われ、買い物に行けなくなっている状況がうかがえます。それらの支援の一助として商工会と連携して、配達を基本とする買い物支援パンフレット改定版の活用を行います。

④ 脳トレプリントの作成

認知症はどこの地域でも重要な課題です。まずは、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）を防止するために、日常でできる脳トレプリントを作成し、ふれあい交流に参加の方に、認知症予防を実践していただきます。

⑤ 福祉教育推進についての協議検討【地域福祉課】

福祉教育の推進について、福祉教育推進委員会の設置を検討しその中で中長期的な推進計画を協議するとともに、その計画に基づき、学校や地域及び企業において、福祉教育の取組みが進むよう協議検討してまいります。

⑥ 福祉教育教材（ワークブック）の配布と活用【地域福祉課】

町内の小学校3年生に改定した福祉教育教材（ワークブック）の配布を行い、このワークブックを活用していただくための活用資料も併せて教員に提供し学校において活用いただくよう依頼します。

⑦ 福祉入門教室・ボランティア養成講座の開催【地域福祉課】

目的型のボランティア養成講座の開催を行うとともに、将来の福祉の土壌づくりのためのジュニアボランティア養成講座の開催も検討します。

⑧ 生活ボランティアの育成とコーディネート機能【地域福祉課】

ボランティア養成講座を行うとともに、養成講座等で養成されたボランティアが活躍できる場を設定するために、生活ボランティア事業の目的や内容を再度見直し、ボランティアと要支援者とのコーディネートがスムーズに行えるよう体制を整えていきます。

⑨ ボランティアセンター機能設置の検討【地域福祉課】

福智町ボランティア連絡会の解散により新たなシステム構築が必要です。福智町ボランティアの普及と活動拠点の整備を行うためのボランティアセンター機能の設置について行政や関係者と協議検討を行ってまいります。

⑩ 子どもボランティア事業の開催【地域福祉課】

子どもボランティアとして、学習、体験、活動とステップアップし自分たちが今地域でしなければいけないことを自分たちで考える子どもボランティア事業を進めて行きます。

⑪ ホームページによる情報の発信とブログ機能による情報提供【地域福祉課】

ホームページの情報を常に最新に保つよう定期的に追加・修正の見直しを行うとともに、SNSを活用したお友達登録によるラインワークスでの情報提供やインスタグラムなどを活用しながら、新たな情報伝達手段を検討していきます。フェイスブックの活用も継続して行います。

⑫ 社協だより「きずな」の発行【総務課】

住民が見やすくわかりやすい情報紙づくりを心掛け、住民が必要とする福祉情報を素早く伝えるための手段とするとともに、毎月1回定期的に発行し、社協事業等のお知らせや香典返しの寄付者一覧等を掲載し住民への報告及び情報提供を行います。

⑬ 視覚障がい者への情報提供の推進（録音CDによる情報提供）【地域福祉課】

町の広報誌「ふくち」や社協だより「きずな」等を朗読ボランティア「青い鳥」の協力によりCD化して視覚障害者への情報提供を行います。また、機器の貸し出しも行います。

⑭ ふれあい交流事業の充実と拡充【地域福祉課】

地域での孤立防止や介護予防の場また学習の場として様々な効果が実感できるふれあい交流の内容を地域の代表者と協議しながら進めて行きたいと思います。また、世話役会等で情報交換を行い、さらに充実した活動と今まで取り組んでいなかった地域への拡充を図ってまいります。

⑮ コミュニティ・カフェの実施

コミュニティ・カフェにおいても新型コロナの影響でほとんど実施できておらず、今で休止状況が続いています。生活困窮者支援の対応を含めた新たなコミュニティ・カフェの取組みを検討し進めてまいります。

⑯ ふれあいと憩いの場支援事業

誰もが気兼ねなく集まれる場としてすみれ館を活用し、行事等を行い楽しみながら気兼ねなく相談ができるふれあいと憩いの場として取組みを進めてまいります。

⑰ 地域での元気向上プログラムの実施【地域福祉課】

新型コロナ禍において、地域の集まりや交流の減少による影響で閉じこもりの高齢者が今まで以上に多くなってきています。活動の不活性化による身体的影響は意外に大きく、心身機能に様々な悪影響を与えます。今まさに進行するフレイル（虚弱）や MCI（軽度認知障害）の防止が重要となり、介護予防の実践が不可欠となっています。地域開催できるよう地域の協力を得ながら進めてまいります。

⑱ 災害時ボランティアセンターの設置及び被災者支援の取り組み【地域福祉課】

能登半島地震は私たちに衝撃を与えるとともに、様々な教訓を与えてくれました。災害時におけるボランティアセンター運営がスムーズに行えるよう運営訓練等を行い災害時支援に備えていきます。また、災害時ボランティアセンター運用マニュアルに基づいて、下記協定に基づき災害時への迅速な支援を行っていきます。

また、福智町の防災係と連携した取組みを行っていきます。

- ・ 福智町と災害ボランティアセンター設置運営協定締結
- ・ 田川地区社会福祉協議会と災害時支援協定締結
- ・ 福智町社福連において福智町と災害時支援協定締結
- ・ 田川地区青年会議所と田川地区社会福祉協議会で災害時支援協定締結
- ・ 一般社団法人九州防災パートナーズと田川地区社会福祉協議会で平時及び災害時の連携支援協定締結

### (3) 包括的な支援体制づくり

#### ① 地域包括支援センターにおける事業の推進

地域包括支援センターは、令和3年4月に委託を受け丸5年になります。地域の高齢者の方々が気軽の相談できるようまた、アウトリーチによる相談も行いつつ、相談事業全体の要となるよう取り組んでまいります。障がい者制度から介護保険制度への移行がスムーズにできるようその環境を行政や関係機関と共に整備していきます。

また、個別支援の対応を図りながら個別ニーズを把握し、社会資源の開発やソーシャルサポートネットワークの構築など地域支援に向けて進めてまいります。

- ・総合相談支援機能の強化
  - 1.地域におけるネットワークの構築
  - 2.実態把握
  - 3.総合相談支援
- ・権利擁護支援事業
  - 1.成年後見制度の活用促進
  - 2.老人福祉施設等への措置への支援
  - 3.高齢者虐待への対応
  - 4.困難事例への対応本人が必要な支援を拒否している場合などの対応をします。
- ・包括的・継続的マネジメント
  - 1.包括的・継続的なケア体制の構築
  - 2.地域における介護支援専門員のネットワークの構築
  - 3.日常的個別指導・相談
  - 4.支援困難事例等への指導
- ・介護予防ケアマネジメント
  - 1.課題分析（アセスメント）
  - 2.目標の設定
  - 3.モニタリングの実施
  - 4.評価
- ・指定介護予防支援
  - 1.予防プランの作成と利用者支援

#### ② 心配ごと相談事業の実施【総務課・地域福祉課】

月に3回（うち1回は、司法書士参加）心配ごと相談を旧町地域において開催いたします。

第1木曜日を赤池（ふくちのち図書館）、第2木曜日を方城（ほのぼの館）そして、第3土曜日を金田（金田社会福祉センター）で今年度も実施します。

第3土曜日は司法書士による専門相談を実施。（専門相談は要予約）

毎回当日開始前に防災無線によるお知らせを行います。

※今年度から、司法書士による相談日以外は、相談時間が10：00～12：00となります。司法書士の相談日は今まで通り10：00～15：00です。

③ 在宅高齢者相談支援事業の実施（旧在宅介護支援センター）【地域福祉課】

アウトリーチを行う重要な機関として位置づけられる在宅高齢者相談支援事業（旧在宅介護支援センター）は、要支援者高齢者が地域で安心して暮らすことのできるよう、個別に相談を受けながら地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携して支援を行います。また、見守り協定企業の協力の基、要支援者の見守り支援を行ってまいります。

④ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会での活動の推進

令和3年4月に一般社団法人として法人化を行いました。現在25の法人と1の株式会社が加盟し「地域における公益的な取組」と「事務の共同化」に取り組み、将来的に社会福祉連携推進法人への移行も検討しつつ、取り組みを進めてまいります。今年度は昨年から取り組んでいます法人後見事業の推進と能登半島地震を教訓にした専門職による災害派遣福祉支援チーム（福智DWA T）の継続した取り組みを進めてまいります。また昨年から取り組んでいます介護離職と利用者確保を融合させた介護B to B協定事業をさらに進めるとともに、今年度は、不登校生（高校）の就労学習支援の取り組みを推進してまいります。さらに、地域出前講座を特技など新たなメニューを作成し法人間で連携して地域貢献に取り組みます。

⑥ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

生活支援体制整備は身近な生活に関わる重要な取組であり、高年者のニーズや地域資源の状況把握、不足するサービス・支援の創出、ボランティア等担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などを実施し、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。

⑦ サテライト（エリア会議）による地域支援の実施【地域福祉課】

現在、中学校区を単位としたそれぞれのエリアによるサテライト会議が行われています。今年度はそれぞれのエリアでの地域課題を専門職の見地から、その対応や支援が図れるよう計画性をもって取り組みを進めていきます。

⑧ 介護職初任者研修の実施

介護職員の不足は慢性化し、施設や介護事業所においては喫緊の課題です。また、訪問介護員も高齢化し、新たな人材の確保が必要です。一般の方からの介護職への掘り起こしを行うため、今まで経験がない方でもできる介護職への入り口である初任者研修を開催し、介護職員の養成を行います。講師を福智町社福連より協力いただき実施します。また、実務者研修の開催について可能であるかどうか検討してまいります。

⑨ 権利擁護支援の強化

・日常生活自立支援事業（旧権利擁護事業）

現在日常生活自立支援事業は、市町村方式となっており、福智町社協で契約から支援までを行うこととなっています。今年度は、契約などを行う専門員と実際に利用支援を行う支援員の役割を整理し、専門員を社協職員で行い、支援員を地域の学識者等により養成研修を行い配置できないのかを検討してまいります。

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約

に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。基本的に契約が交わせることが条件となります。また、今後成年後見制度との連携も必要となります。

- ・生活福祉資金貸付事業の協力【地域福祉課】

福岡県社会福祉協議会が国の委託により行うこの資金は生活困難者等への支援として重要な制度となっています。県の実施する貸付金の窓口として委託を受け、民生児童委員協議会の協力の基に、適正な貸付業務を推進します。また生活保護世帯については、福祉事務所と連携して行います。

今まで新型コロナによる特例貸付が500件を超える利用者がありました。

新型コロナによる特例貸付は、令和4年9月30日で終了しています。

今後はその償還に向けての指導と今なお生活に困っている貸付者への伴走支援を行ってまいります。

- ・権利擁護センター（成年後見中核機関）設置の協力

成年後見事業は、認知症や家族環境の変化に伴い、今後ますます需要が高まってまいります。成年後見事業の広報活動や相談、後見人や申立ての支援など成年後見推進の中核的な機関の設置が必要であり、福智町では広報活動と相談についてのみの中核機関を設置し実施しています。中核機関及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

- ・社福連が行う法人後見事業との連携

福智町社福連においては法人後見事業を展開しています。まだまだ、会員利用者限定的な取組ですが、今後は地域住民への公益的な取組として取組んでいきます。特に日常生活自立支援事業との連携や移行がスムーズにできるよう取り組みを進めてまいります。

#### （４）地域を基盤とし住民ニーズに対応した包括的な生活支援づくり

- ① 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施【介護支援課】

介護保険等の制度では対応できない生活支援に対し、事前登録による生活支援事業として実施します。（体調不良による緊急な家事支援や入院における手続きや洗濯等の支援など）

- ② 地域公共交通における予約型ＡＩデマンドバスの効果的運行【地域福祉課】

令和５年１０月より予約型ＡＩデマンドバスの本格運行が開始されました。その運行を社会福祉協議会が担っており、町担当課と連携して運行での課題等を把握・整理し利用者の利便性の確保と効率化が図られるよう取り組みを進めています。今後は、定期券や回数券の発行の検討、ミーティングポイントの増設、直通電話の設置拡大、運行便の増便などさらなる利便性の確保に努めてまいります。

- ③ 軽度生活支援事業【介護支援課】

介護保険の非該当者により生活に何らかの支障が生じた方へのホームヘルパーの派遣です。地域生活の継続にはホームヘルパーの派遣が不可欠な世帯であり、利用者の自立支援に向けたサービスの提供を行ってまいります。将来的には、この事業も訪問型サービスＡへの移行を検討していきます。

④ 移送サービス事業の実施【地域福祉課】

町の委託事業であり、車いす移動等で通院に支障がある方への移送手段として実施します。現在筑豊地域では、移送サービスを行う事業者が減ってきており、移送が必要な利用者へ不安を与えている状況が見受けられます。今後は、この移送サービスがどのような役割を持っていくのかを再度検討してまいります。

⑤ 福祉施設管理運営事業の実施【総務課】

金田社会福祉センターは、開館はしているものの新型コロナの影響により現在も入浴のみの利用となり、他の設備の利用を制限しているところです。老朽化しつつあるこの福祉センターの活用について将来的にどのようにしていくのかを検討する必要があります。

⑥ 子育てサロン日本語教室事業の実施【地域福祉課】

技能実習生や特定技能など福智町でも多くの外国人が生活するようになってきています。外国人の地域での生活の自立支援を目的に日本語の学習と地域で生活していくための相談や子育てに関する支援を含め開催いたします。また、自主的な活動に向けた取り組みを行ってまいります。

⑦ フレンドシップミーティング（障がい児交流）の実施【地域福祉課】

障がい児と保護者そしてボランティアの交流と情報交換を目的に当事者の自主的な企画により実施します。

⑧ 福祉体験型サマースクールの実施【地域福祉課】

各学校に学童クラブが配置され、40 年前から始まった学童保育「かえるの学校」は、夏休み期間中子どもたちを安全に預かるというその役目を終えたため、福祉の大切さなど学校では学ぶことが少ない福祉体験型サマースクールを今年度も実施します。

⑨ ファミリー・サポートセンターの設置運営【地域福祉課】

ファミリーサポートセンターは、子どもを預かる方（ホスト）と子どもを預ける方（クライアント）を登録し調整して育児支援を行う制度です。センターの情報が必要な人に行き届いていない状況があるため情報提供の強化を図ります。また、子育てサポーターの養成講座を開催します。

⑩ 地域における子ども食堂の企画及び実施支援【地域福祉課】

「子ども食堂」は、本来多くの場合「子どもの孤食を防ぐ」とことと「貧困の子どもたちに食事を」との思いから実施されるますが、今回はそのことにプラスして「その地域の子どもの課題をなくす」と「連携協働による地域の福祉力を高める」という目的を含めた取り組みを進めてまいります。また、板屋地区の地域食堂を定着化させ、子ども食堂が「孤食の解消」や「食を通じた多世代交流の場」となり得るよう実施します。さらに、現在実施しているところ及び実施を検討している地域や団体等へ開催及び運営支援を行ってまいります。

⑪ **生活困難者に対する相談支援とふくおかライフレスキュー事業【地域福祉課】**

物価高騰という社会情勢の中、生活に困窮する世帯の増加が顕著となっています。生活困難者などの援護を必要とする人に総合的な相談支援を通して、公的制度につなげることを主眼とし、これらを最大限に活用すること前提として、既存の公的制度が即応できない臨時的・緊急的なニーズに対応するための相談支援を行うとともに、一時的な経済的援助を行う事業として福岡県全体で行う「ふくおかライフレスキュー事業」に加入し実施します。また、生活困窮者への相談支援を伴走型の支援を行っていきます。さらに、今年度は一時的宿泊できるストックハウスの確保や生活困窮者相談を含めたコミュニティ・カフェの開設などにも取り組んでまいります。

⑫ **フードバンク、フードファミリー事業の実施【地域福祉課】**

フードバンクとは、保存のきく身近な食材を一般の住民や法人から寄付をいただき、一時的に保管しておき必要に応じて生活困窮者等へ食材を提供します。また、フードファミリーとは、食材等を提供していただける地域住民のことで、事前に福智町社会福祉協議会に登録していただき、生活困窮者等の事例が発生した場合にご連絡を差し上げ、提供をしていただいた食材等を即時に生活困窮者等に提供するシステムのことです。

新型コロナ禍において、生活に困窮した世帯が増加しこの事業を実施いたしました。現在は 80 件ほどの寄贈と 80 件ほどの支給件数があり、生活困窮者に対して引き続き住民に周知を行いながらこの事業を進めてまいります。

⑬ **引きこもりに対応した連携支援**

引きこもりは、うちの中でのことであり外に出ることが少なく、とても分かりにくい。ため、実際は数多くの引きこもりが存在していると考えられます。8050 問題がまさにその特徴的な事例であり、80 代の親と 50 代の子どもで 50 代の子どもが引きこもりであるという事例です。様々なケースにアンテナを張り、その情報を収集し、専門機関である「引きこもり地域支援センター 筑豊サテライトオフィス」と連携しながら取り組んでまいります。

⑭ **居住支援法人の推進**

令和 5 年 10 月に居住支援法人としての件の認可を受けました。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へのスムーズな入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するものです。改正住宅セーフティネット法（平成 29 年 10 月 25 日施行）に基づき、本事業を行う法人は「住居支援法人」として都道府県から指定されます。生活困窮者や出所者など住む場所がなくまた経済的理由等により住むことができないケースが増えてきています。居住支援法人として要配慮者の生活の拠点となる住居の確保について地域の不動産会社とのネットワークを築き支援を行ってまいります。



## 福智町における地域生活課題（整理）

福智町においては、人口減少と少子高齢化の進行を背景に、地域住民の生活課題は複雑化・多様化している。従来の家族や地域による支え合い機能の低下により、公的支援と地域福祉の連携強化がこれまで以上に求められている。

第一に、高齢化の進展に伴う課題が顕著である。特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、見守り、買い物支援、通院支援、移動手段の確保など日常生活を支える支援ニーズが高まっている。また、認知症高齢者の増加に伴い、早期発見・早期対応と地域での見守り体制の強化が重要となっている。

第二に、生活困窮や社会的孤立の問題が顕在化している。非正規雇用の増加や物価高騰等の影響により、経済的に不安定な世帯が一定数存在しており、制度の狭間にある世帯や潜在的な生活困窮層の把握が課題である。加えて、8050問題やひきこもり状態にある人への支援など、複合的課題を抱える世帯への包括的支援体制の充実が求められている。

第三に、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。自治会加入率の低下や担い手不足により、従来の地域の支え合い機能が弱体化している。これにより、孤独・孤立の深刻化や、災害時の要配慮者支援体制の脆弱化が懸念される。地域福祉活動の担い手の確保・育成と、多様な主体の参画促進が重要な課題となっている。

第四に、移動・交通手段に関する課題がある。公共交通の利便性の制約や自家用車依存の生活構造の中で、運転免許返納後の高齢者等の移動手段の確保が生活の質に直結する課題となっている。買い物弱者や通院困難者への予約型A I デマンドバスの運行支援を含め、さらに利便性の高い地域の実情に応じた移動支援の仕組みづくりが必要である。

第五に、災害時における要配慮者支援体制の強化が求められている。近年の自然災害の激甚化を踏まえ、個別避難計画の作成促進、平時からの見守りネットワークの構築、関係機関との連携強化が重要である。特に、在宅の要支援者の把握と避難支援の実効性確保が課題となっている。